

第 5 3 号議案

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

老齢基礎年金及び障害等級 2 級に該当する者に係る障害基礎年金の令和 6 年満額支給額が 8 0 万円を超えたことに伴い、低所得区分の受給対象者に影響が出ないよう判定基準額の改正を行うため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(18) （略） (19) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者について	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(18) （略） (19) 低所得者 市町村民税非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得を有する者について

改正後	改正前
は、当該給与所得は、同条第２項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の３の１１第２項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から１０万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が<u>８０万９千円</u>以下である者をいう。 (20) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が４月から６月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第３１３条第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第２条第１項第２２号に規定する各種所得の金額（同法第３５条第３項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第４項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「<u>８０万９千円</u>」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第２項の規定によつて計算した金額から１０万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。 （受給資格） 第３条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、次に掲げるものとする。 (1) （略） (2) 高齢期移行者 次のいずれかに該当する者とする。	は、当該給与所得は、同条第２項の規定により計算した金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の３の１１第２項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から１０万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が<u>８０万円</u>以下である者をいう。 (20) 所得を有しない者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が４月から６月までの間にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第３１３条第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第２条第１項第２２号に規定する各種所得の金額（同法第３５条第３項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第４項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」とあるのは、「<u>８０万円</u>」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とし、総所得金額に同法第２８条第１項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第２項の規定によつて計算した金額から１０万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。 （受給資格） 第３条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、次に掲げるものとする。 (1) （略） (2) 高齢期移行者 次のいずれかに該当する者とする。

改正後	改正前
ア 区分Ⅰ 所得を有しない者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が１月から６月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第３５条第２項第１号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下この号において同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（所得税法第２８条第１項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第２項の規定により計算した金額（租税特別措置法第４１条の３の１１第２項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から１０万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下この号において同じ。）の合計額が<u>８０万９千円</u>以下であること。 イ 区分Ⅱ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>８０万９千円</u>以下であつて、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成１１年厚生省令第５８号）第１条第１項第２号から第５号までのいずれかの認定を受けていること。 (3)～(5) (略) 2 (略)	ア 区分Ⅰ 所得を有しない者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が１月から６月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第３５条第２項第１号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下この号において同じ。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（当該公的年金等の収入金額に係る雑所得の金額がないものとした場合の地方税法第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（所得税法第２８条第１項に規定する給与所得を有する者については、当該給与所得は、同条第２項の規定により計算した金額（租税特別措置法第４１条の３の１１第２項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から１０万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとする。）をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下この号において同じ。）の合計額が<u>８０万円</u>以下であること。 イ 区分Ⅱ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額の合計額が<u>８０万円</u>以下であつて、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成１１年厚生省令第５８号）第１条第１項第２号から第５号までのいずれかの認定を受けていること。 (3)～(5) (略) 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、令和7年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

老齢基礎年金及び障害等級２級に該当する者に係る障害基礎年金の令和６年満額支給額が８０万円を超えたことに伴い、低所得区分の受給対象者に影響が出ないよう判定基準額の改正を行うため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

福祉医療費の助成に係る低所得者、所得を有しない者及び高齢期移行者の受給資格の判定に用いる基準額を８０万円から８０万９千円に引き上げる。

(第２条及び第３条関係)

3 施行期日等

(1) 令和７年７月１日

(2) 経過措置

改正後の規定は、施行日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正内容（下線部を 80 万 9 千円へ引き上げ）

（1）高齢期移行助成

区分	助成後の一部負担金		助成対象（改正前）
	外来	入院	
区分Ⅱ	2 割負担 月 12,000 円限度	2 割負担 月 35,400 円限度	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた合計所得が <u>80 万円</u> 以下で、かつ要介護 2 以上
区分Ⅰ	2 割負担 月 8,000 円限度	2 割負担 月 15,000 円限度	市町村民税非課税世帯で、世帯員全員に所得がなく、かつ本人の年金収入が <u>80 万円</u> 以下

（2）障がい者・高齢障がい者医療費助成

区分	助成後の一部負担金		助成対象（改正前）
	外来	入院	
一般	1 日 600 円限度 月 2 回まで	1 割負担 月 2,400 円限度	受給者本人・配偶者・扶養義務者いずれもが市町村民税所得割額が 23 万 5 千円未満
低所得	1 日 400 円限度 月 2 回まで	1 割負担 月 1,600 円限度	受給者本人・配偶者・扶養義務者いずれもが市町村民税非課税かつ年金収入を加えた合計所得が <u>80 万円</u> 以下

（3）母子家庭等医療費助成

区分	助成後の一部負担金		助成対象（改正前）
	外来	入院	
一般	1 日 800 円限度 月 2 回まで	1 割負担 月 3,200 円限度	児童扶養手当における所得制限の基準額未満
低所得	1 日 400 円限度 月 2 回まで	1 割負担 月 1,600 円限度	受給者本人・養育者・扶養義務者いずれもが市町村民税非課税かつ年金収入を加えた合計所得が <u>80 万円</u> 以下

2 【参考】年金支給額（満額）の改定

	令和 5 年（年額）	令和 6 年（年額）
老齢基礎年金	789,264 円	809,000 円
障害基礎年金（2 級）		